

AIWA NEWS LETTER

あいわ税理士法人 & あいわAdvisory ニュースレター

税理士 二村 嘉則

相続税・贈与税の一体化

～政府税制調査会の議論の内容と今後の動向～

1.はじめに

令和3年度税制改正大綱において、「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」として、諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、本格的な検討を進めることが明らかにされました。

この検討課題は令和元年の政府税制調査会でも議論されており、近い将来において、相続・贈与の税制が見直される可能性が高いと思われます。

相続税の節税を目的とした生前贈与対策はこれまでも広く行われてきた手法であり、税制が改正された場合には影響が大きいため、本稿では、今後の改正動向を注視しそれを理解するために、これまでにどのような議論がなされてきているのかを整理します。

2.相続税や贈与税の現行制度の課題と検討

令和元年9月26日の政府税制調査会では、相続税や贈与税の現行制度の課題として、下記の2つがあげられています。

- ① 高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によって消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている
- ② 贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる

このような課題に対し、「諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。」とした上で、「諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。」と示されました。

3.資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について

次いで、令和2年11月13日の政府税制調査会において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」と題して再び議論されました。

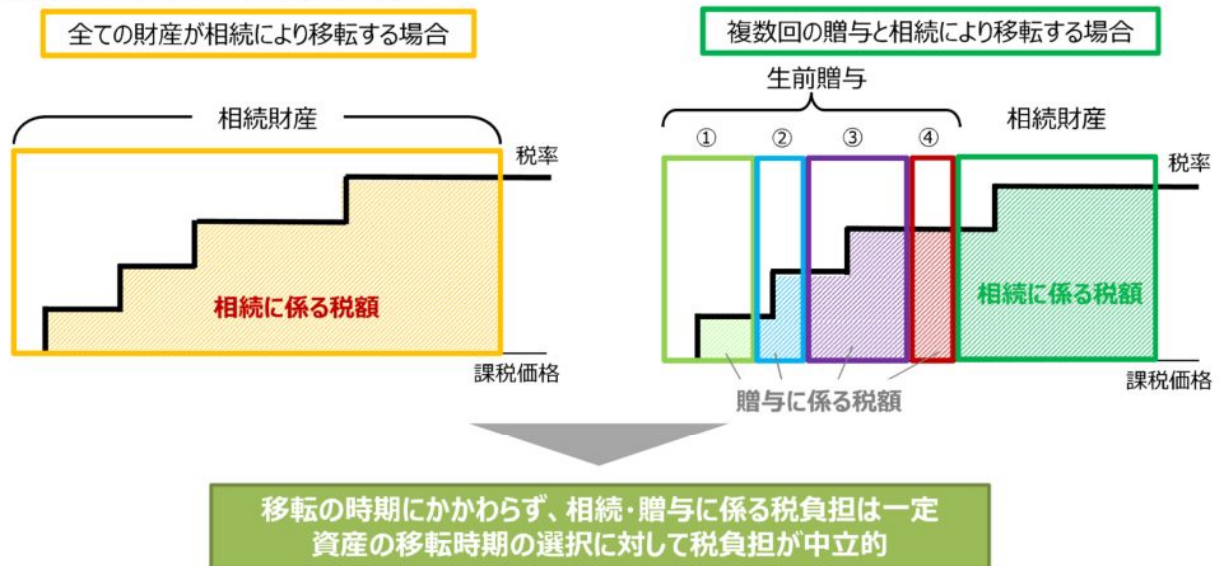
「全ての財産が相続により移転する場合と、複数回の贈与と相続により移転する場合のいずれでも、税負

担が一定となる」制度を、資産移転の時期の選択に対して中立的な制度であるとし、税負担を意識することなくニーズに即した財産移転を促進することや、意図的な税負担回避を防止するといった観点から、制度改革の必要性について様々な意見が交わされました。

資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）

- 資産の移転の時期(回数・金額含む)にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者(取得者)は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国(米・独・仏)では、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



(出典：政府税制調査会)

4. 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

アメリカの相続・贈与に関する税制は、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税します。相続時には、過去の累積贈与額と遺産額の合計額に累進税率を適用し、過去に納めた贈与税額を控除する形になっています。

ドイツ・フランスは、一定期間（ドイツ 10 年、フランス 15 年）の財産の移転額を累積して課税します。相続時には、一定期間の累積贈与額と相続財産の合計額から税額を計算し、その一定期間の贈与税額を差し引くことにより、納税額を精算して課税を行う仕組みとなっています。

アメリカ、ドイツ、フランスは、贈与税と遺産税（相続税）の税率は共通であり、一定期間のどのタイミングで生前贈与や遺産の承継をしても、税負担の額は一定となるため、資産移転の時期の選択に中立的な制度であると言われています。

日本では、次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成 15 年度の税制改正で相続時精算課税制度が導入されました。この制度は、選択後の生前贈与額と相続財産額を合算して相続税額を計算する仕組みであり、資産移転の時期に中立的な設計となっています。しかしながら、強制適用ではないため（暦年課税制度との選択制）、その利用は必ずしも進んでいない状況です。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 11 月 13 日の政府税制調査会では、暦年課税制度を廃止し、相続時精

算課税制度に一本化、もしくは同制度の欠点を補った新制度の導入を推進すべきという意見などが出されました。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較		
米 (遺産税方式)	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>生涯にわたる贈与※ 相続</p> <p>○に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に [中立的]</p>
独・仏 (遺産取得課税方式)	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与※ 相続</p> <p>○に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に [中立的]</p>
日本 (法定相続分課税方式)	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>暦年課税 相続</p> <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与※1</p> <p>○に相続税を課税</p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に [中立的でない]</p> <p>選択制</p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に [中立的]</p>
	<p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>精算課税 相続</p> <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与※2</p> <p>○に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	

(出典：政府税制調査会)

5.最後に

令和3年より、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」への具体的な検討に入るとされていますので、今後の税制改正で実現する可能性があります。

税制改正によって過去の贈与についてまで遡って適用することは通常は考えられないため、暦年贈与が可能ならうちに、あらためて資産・事業承継について検討することが重要となってくると言えるでしょう。

本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的アドバイスではありません。個別の案件については個別の状況に応じて検討が必要になります。お問い合わせ等がありましたら、下記専門家まで遠慮なくご連絡ください。

ウェルスマネジメント プラクティスグループ (inheritance-measures@aiwa-tax.or.jp)

税理士	奥津	雅之
税理士	市川	光大
税理士	加瀬	良明
税理士	中村	彰利
税理士	二村	嘉則

【あいわ税理士法人グループの概要】

◆ グループ構成

あいわ税理士法人
あいわ Advisory 株式会社

◆ 所在地

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F

◆ URL

<https://www.aiwa-tax.or.jp/>

◆ 人員数

税理士・税理士有資格者：45名
公認会計士：9名
情報処理安全確保支援士：2名
行政書士：1名
科目合格者：6名
総務ほか：9名
合計：65名(一部重複)

◆ 関与先概要

上場グループ 305社 上場準備 200社 非上場 265社